

八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領

制定 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭における地球温暖化対策の推進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において住宅用省エネルギー設備等（以下「省エネ設備等」という。）とは、別表1に掲げる設備であり、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 共通要件

ア 一般的要件

設置機器は、全て未使用品であること。

イ 工事・施工要件

建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する関係法令に準拠していること。

(2) 住宅用太陽光発電設備

ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。

イ 太陽電池の最大出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。
なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。

ウ 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれ

かに該当するものであること。

- (ア) 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの。
- (イ) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。
- (ウ) 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。

(3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。

(4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

(5) 太陽熱利用システム

一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。

(6) 窓の断熱改修

ア 国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

イ 1居室（居住，作業，娯楽などの目的のために継続的に使用する，壁，ドア，障子，襖等で仕切られている空間）単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。

2 この要領において住宅とは，自らが所有し，自らが居住の用途に供す市内に存する建築物（店舗，事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）であること。

（補助対象設備を設置する住宅）

第3条 補助する省エネ設備等を設置する住宅は，次のとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電設備を設置する住宅は以下の要件を満たすこと。

ア 住宅用太陽光発電設備の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

イ 実績報告の日までに次の号のいずれかの設備が設置されていること。

(ア) エネルギー管理システム (HEMS)

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置 (コントローラ等) が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。

(イ) 定置用リチウムイオン蓄電システム

第2条(4)に定める要件に該当するもの。

ウ 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。

(3) 窓の断熱改修をする住宅は次の各項を満たすものとする。

ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

イ 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ居住する住宅。

(4) 住宅用太陽光発電設備及び窓の断熱改修を除く省エネルギー設備等を設置する住宅は次の号のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。

イ 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために市内に新築する住宅。

ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅。

(補助対象者)

第4条 補助金は、補助事業を行う者に対して交付するものとする。ただし、この補助金の申請を行う前に省エネ設備等の設置の工事に着手した者又は建売住宅の引渡しを受けた者には、補助金を交付しないものとし、かつ、次の

要件を満たすこととする。

- 1 市内に住所を有すること（実績報告の日までに住民登録をする場合を含む）。
- 2 設備の設置費を負担し，設備を所有すること。
- 3 補助対象設備のうち，住宅用太陽光発電設備を設置する場合は，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により，電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結する者。
- 4 過去に，同一の住宅において，住宅用省エネルギー設備等設置費補助金制度の同一設備による市の補助金を受けていない者。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は，別表2のとおりとする。

（交付申請書等）

第6条 規則第3条第1項の交付申請書は，八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書（第1号様式）とする。

- 2 前項の交付申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書等の写し
 - (2) 補助対象設備が住宅用太陽光発電設備及び窓の断熱改修の場合は，建築工事が完了していることを確認できる書類
 - (3) 補助対象設備を設置する建物の所有が確認できるもの（ただし，特別な理由により添付できない場合はこの限りではない。）
 - (4) 補助対象設備の設置に関する工事内訳書（別紙1）
 - (5) 補助対象設備の規格等の仕様が確認できる書類の写し
 - (6) 補助対象設備の設置位置が確認できる図面の写し
（窓の断熱改修においては，平面図，立体図）
 - (7) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
 - (8) 補助対象設備の設置場所を示す地図
 - (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知を受けた日に係る年度の2月28日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに補助事業が完了すること。
- (6) 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書を提出する日までに、省エネ設備等を設置した住宅に居住し、かつ、本市に住民登録の届出を済ませていること。

（決定通知）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

（事業変更承認申請書等）

第9条 第7条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告書等）

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金実績報告書（第5号様式）とする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る経費の領収書の写し
- (2) 八千代市省エネルギー補助対象設備の概要(別紙2)
- (3) 補助対象設備が住宅用太陽光発電設備の場合は、電気事業者との特定契約締結を証する書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- (6) 住民票の写し
- (7) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
(確定通知)

第11条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の確定通知は、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付額確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第15条の交付請求書は、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(第7号様式)とする。

(財産の管理)

第13条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(協力の義務)

第14条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実施要領及び八千代市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実施要領は、平成25年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成26年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成27年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成28年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成29年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成30年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、令和元年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、令和 2 年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

別表 1 (第 2 条) 住宅用省エネルギー設備等

設備の種類	設備の要件等	設置費の対象範囲
住宅用太陽光 発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の購入費、工事費（据付・配線工事費等）
家庭用燃料電池 システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウム イオン 蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものをいう。	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

<p>太陽熱利用システム</p>	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるものをいう。</p>	<p>設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※居室とは居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られた空間をいう。</p> <p>空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は居室を区切る仕切りとして認められない。</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子供部屋等</p> <p>対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、</p>	<p>設置本体(ガラス・窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付費、内窓取り付け時に必要な額縁、ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費用)</p> <p>※網戸、天戸等の窓付属部材費は対象経費に含めない。</p>

	<p>トイレ，浴室，屋内ガレージ等</p> <p>※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁，ドア，障子，襖等で仕切られておらず一体の場合は，キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め，1居室と判断しますので，リビングの窓だけでなく，それらも含めて断熱改修が必要となります。</p>	
--	---	--

別表 2 (第 5 条) 補助金の額

設備の種類	金額
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1 キロワット（小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで）当たりの単価は 2 万円（1, 000 円未満の端数を切り捨て）。 上限 9 万円。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	1 設備 5 万円
定置用リチウムイオン 蓄電システム	1 設備 10 万円
太陽熱利用システム	1 設備 5 万円
窓の断熱改修	補助対象経費の 1/4（1, 000 円未満の端数を切り捨て）。 上限 8 万円。